

グローバル・サプライチェーン・ファンド
(為替ヘッジあり) (為替ヘッジなし)

愛称 「賢者の設計」

追加型投信／内外／その他資産（短期売掛債権）

投資信託説明書（請求目論見書）

2025.11.26



ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

- ・この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）」および「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2025 年 11 月 25 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は 2025 年 11 月 26 日に発生しております。
- ・この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
- ・「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）」および「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）」は、投資信託証券への投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。当ファンドが投資をする投資信託証券が組み入れた売掛債権の回収状況等により当ファンドの基準価額が上下し、これにより投資元金を割り込むことがあります。

従って、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
また、投資信託は預貯金と異なります。

発 行 者 名 : ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

代 表 者 の 役 職 氏 名 : 代表取締役 八木 健

本 店 の 所 在 の 場 所 : 東京都千代田区一番町 29 番地 1 番町ハウス

有価証券届出書の写しを
縦 覧 に 供 す る 場 所 : 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	17
3 投資リスク	23
4 手数料等及び税金	27
5 運用状況	31
第2 管理及び運営	37
1 申込(販売)手続等	37
2 換金(解約)手続等	38
3 資産管理等の概要	39
4 受益者の権利等	42
第3 ファンドの経理状況	43
1 財務諸表	46
2 ファンドの現況	59
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	60
第三部 委託会社等の情報	61
第1 委託会社等の概況	61
1 委託会社等の概況	61
2 事業の内容及び営業の概況	62
3 委託会社等の経理状況	63
4 利害関係人との取引制限	88
5 その他	88
投資信託約款	

■当ファンドに関する情報提供窓口

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

<電話番号> 03-6736-4409

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

<インターネットホームページ> www.bayview.co.jp

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）

また、愛称として「賢者の設計」という名称を用いることがあります。

（以下総称して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また個別に「ファンド」または「各ファンド」あるいは「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」、「各コース」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるベイビュー・アセット・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各1,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

購入（取得）申込受付日の翌月の第10ファンド営業日^{※1}（「追加信託約定日」）の基準価額^{※2}とします。

※1「ファンド営業日」とはケイマン、香港、またはシンガポールの銀行休業日および国内休業日を除いた日をいいます。また、単に営業日とあるものは国内営業日のことを指します。

※2「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
<電話番号> 03-6736-4409
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
<インターネットホームページ> www.bayview.co.jp

(5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

100万円以上1円単位

(7) 【申込期間】

2025年11月26日から2026年11月25日まで

※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

<電話番号> 03-6736-4409

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

<インターネットホームページ> www.bayview.co.jp

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払い下さい。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

各購入（取得）申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。ご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

<電話番号> 03-6736-4409

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

<インターネットホームページ> www.bayview.co.jp

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の購入（取得）申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

②購入（取得）申込みの受け付けの中止、既に受け付けた購入（取得）申込みの受け付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

③申込不可日

販売会社において申込が出来ない日

※国内の休業日またはファンド営業日等を考慮して申込の受付が中止となることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託証券を通じて、主として中国及び東南アジア圏の中小企業（輸出企業）の短期（原則として最長6ヶ月）売掛債権（優良グローバル企業（輸入企業）の買掛債務）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 (短期売掛債権) 資産複合

《属性区分表》

<グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本	ファミリー ファンド	あり
債券		北米		
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	ファンズ	なし
()	日々			
不動産投信		中南米		
その他資産 (投資信託証券 (短期売掛債権))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

＜グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり
中小型株	年4回	北米		
債券				
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()		オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (短期売掛債権))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧下さい。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》

<https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

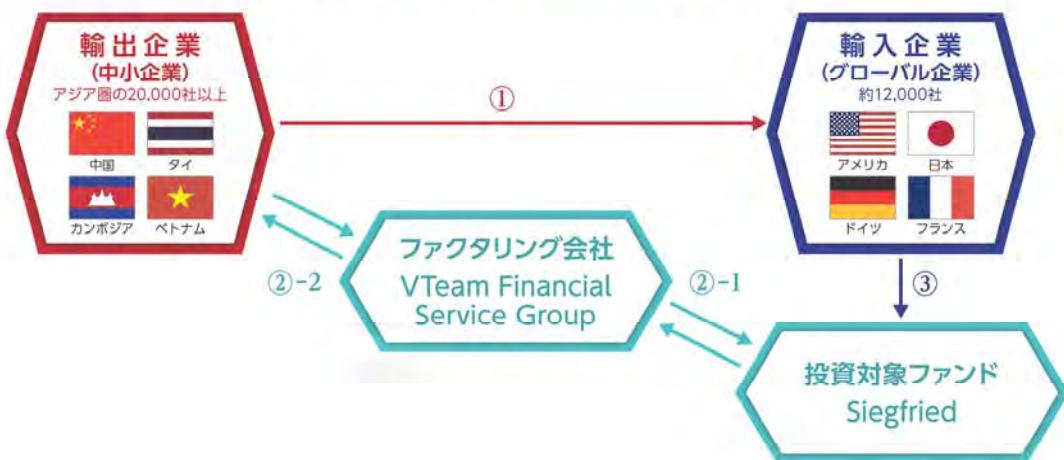
<ファンドの目的>

当ファンドは、「ジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンドSPII」(以下、「投資対象ファンド」)を通じ、フォーチュン・グローバル500に代表される日米欧を中心としたグローバル企業の貿易における短期の売掛債権に投資します。投資適格の信用格付を有するグローバル企業が支払人となる売掛債権を対象とすることで、魅力的なリターンを安定的に獲得する運用戦略です。

尚、当ファンドにおける売掛債権とは、中国を中心にアジア圏の中小企業(輸出企業)がグローバル企業(輸入企業)へ商品等を販売した際に、決められた期日までにグローバル企業に対して代金の支払いを請求できる権利を指します。

<ファンドの特色>

- ◆ 投資対象ファンドが、貿易のサプライチェーン(原材料調達から製造、販売等に至る一連の流れ)においてリターンを生む仕組み(設計)



- ①：輸出企業が、輸入企業へ商品等を納品。輸出企業には、輸入企業に対して1-6ヶ月後の期日に支払いを履行させる売掛債権が発生。
- ②-1：日々の運転資金を早期に必要とする輸出企業が、ファクタリング会社経由で投資対象ファンドへ売掛債権を譲渡。
- ②-2：投資対象ファンドが、売掛債権額から“利息相当分”等^{*1}を差し引いた資金をファクタリング会社経由で輸出企業へ送金。
- ③：輸入企業が、売掛債権の支払い期日に売掛債権額を投資対象ファンドへ送金^{*2}。その結果、“利息相当分”が投資対象ファンドのリターンの源泉となる。

◆ 魅力的なリターンを安定的に獲得

- 投資対象ファンドと類似戦略で運用されるSiegfried Capital Partners Fund S.C.Sp.は、設定後(2018年10月～)で月間リターンがマイナスとなった月は無く、毎年6.5%以上の安定した実績(ドルベース、運用報酬控除後)^{*3}。
- 前述の“利息相当分”が収益の源泉。投資適格の信用格付(S&P格付BBB+以上^{*4})を得ているグローバル企業(輸入企業)に対する売掛債権のみを投資対象とし、アジア圏の中小企業(輸出企業)のビジネスリスクや運転資金需要を反映した金利が設定されるため、信用格付対比で高い利回りの獲得が可能^{*5}。
- 上記類似戦略ファンドにおいて、グローバル企業による売掛債権の支払いがデフォルト(債務不履行)となつたケースは無く、短期(1-6ヶ月)の売掛債権を対象に支払い期日までの持ち切りを原則とすることで基準価額の変動を回避。さらに、以下に掲げるようなリスク・ヘッジを実施。

リスク・ヘッジ例

デフォルト対応	投資適格のグローバル企業に対する売掛債権のみを投資対象とし、仮にグローバル企業による支払いにデフォルトが発生した場合もファクタリング会社が保証 ^{*6} 。
検品完了後の資金送金	積荷の受渡及び検品完了後に資金を輸出企業へ送金することにより、取引キャンセルや請求書減額リスクを排除。
コモディティ分野の取引回避	製造や小売分野の取引が中心で、商品劣化や価格変動リスクを伴う農産物や貴金属等のコモディティ分野を原則回避。

◆ 銀行融資の代替としての役割

- 貿易のサプライチェーンにおいて、リーマン・ショック後に銀行の資本規制が一層厳しくなると融資のハードルがあがり、資金繰りに苦しむアジア圏の輸出企業が数多く存在するようになる。輸出企業の資金需要が急速に拡大する中、投資対象ファンドが銀行の役割を担うことでサプライチェーンの維持に貢献。
- 投資対象ファンドが採用する戦略は、輸出企業であるアジア圏の中小企業を財務面で支えており、SDGsやESGの観点からも注目を集めている。

◆ 基準価額の推移に関する注意事項

- 当ファンドの基準価額は、月初から10営業日^{*7}以内に投資対象ファンドの前月1ヶ月分の運用リターン(売掛債権からの収益)が一度に反映され、それ以外は信託報酬(約0.0017%)等^{*8}が日々差し引かれる。そのため、運用リターン反映日以外の基準価額は前日比マイナスとなることがある。

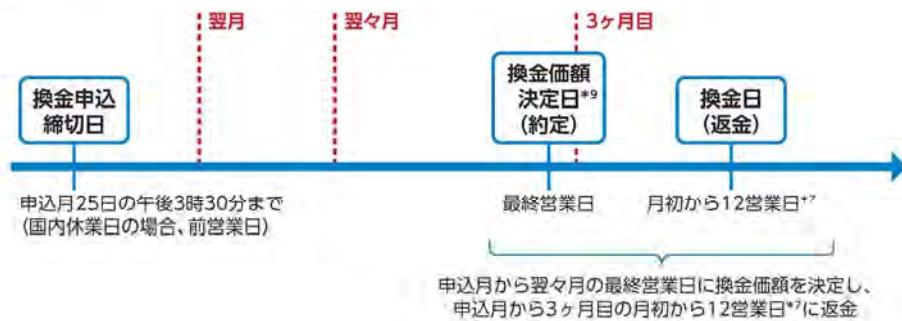
◆ 購入・換金に関する注意事項

- 購入単位は100万円以上、1円単位。換金単位は1万円以上、1円単位。
- 購入や換金の申し込みは、月に1回可能。購入時は申込締切日から実際の投資開始まで約1ヶ月、換金時は申込締切日から返金まで約2ヶ月半を要する。

購入スケジュール



換金スケジュール



- 換金申込額が一定額以上に達した場合や、投資対象ファンドの解約制限等により換金制限を設ける場合がある。詳しくは P. 19 「<当ファンドが投資する投資信託証券の概要>」および P. 24 「その他の留意点」を参照

◆ 投資対象ファンドの運用会社 : Siegfried Capital グループ (台湾及び香港)

- 2015年創業。平均20年以上の運用経験を有する11名の少数精銳チーム。預かり資産残高は3,094百万ドル(4,606億円)。主要投資家は日米欧の銀行、運用会社、プライベート・バンク、年金基金、個人富裕層等。
- 類似戦略全体では12,000社以上のグローバル企業(輸入企業)、20,000社以上の中小企業(輸出企業)の売掛債権に係る取引情報がデータベースとして登録され、投資対象となる売掛債権の選定で活用されている。
- 類似戦略ファンドであるVTeam Siegfried Supply Chain Finance Fundが、2022年11月にアジアのヘッジファンド業界で権威ある「HFM アジア・パフォーマンス・アワード 2022」(スペシャリスト・ファイナンス & クレジット部門)を受賞、2023年2月には「Bloomberg Businessweek ヘッジファンド・アワード 2022」、2025年3月には「Bloomberg Businessweek ヘッジファンド・アワード 2024」のベスト・パフォーマーを受賞。



◆ ファクタリング会社 : VTeam Financial Service Group社 (台湾及び中国等)

- 2008年創業(親会社は1998年創業)。フィンテックを活用したアジア圏で最大級のファクタリング・プラットフォームを構築、2024年の取扱高は249億ドル(3兆9,350億円)。世界の大手銀行及び同ファクタリング子会社等で構成されるFCI(Factors Chain International)メンバー。
- サプライチェーン・ファイナンスにおいて親会社も含め25年超の実績。
- 売掛債権購入の平均承認率は8%と非常に厳格な審査がされており、2015年の同社プラットフォーム開始来デフォルト実績は無し。
- Amazonが使用するERPシステム(統合基幹業務システム)と、アジア圏で接続可能なファクタリング・プラットフォーム。
- 中国で権威ある国際銀行会議を運営するThe Asian Banker社より2022年8月に「Best Digital Trade Finance Platform China 2022」を受賞、2023年7月には「Best Business Ecosystem Platform Initiatives in China 2023」を受賞。

*¹ 投資対象ファンドが輸出企業へ送金を行う金額は、超過担保(売掛債権額の15%以上)を差し引いた額になります。最終的に輸入企業からの売掛債権額の支払いが確認でき次第、超過担保から“利息相当分”及びファクタリング会社の手数料を差し引いた金額が輸出企業へ追加で送金されます。

*² 投資対象ファンドへの支払いは、ファクタリング会社等を経由する場合があります。

*³ 類似戦略ファンドの設定日は2018年4月30日ですが、最低管理報酬等の影響を排除するため、当リターンは運用資産残高が一定規模になった2018年10月1日より計測しています。

*⁴ S&Pが格付を付与していない、もしくはBBB+に満たないものの、Moody'sによる格付がBaa1以上である企業の売掛債権は投資適格としています。

*⁵ グローバル企業の社債指数であるBloomberg Global Aggregate Corporate Indexの平均利回りと比較しています。

*⁶ ファクタリング会社が請負可能な金額の範囲内となります。ファクタリング会社の詳細についてはP.13「ファクタリング会社」をご覧ください。

*⁷ 投資対象ファンドの休業日により、手続きにかかる日数が追加される場合があります。詳しくはP.37「1【申込(販売)手続等】」またはP.38「2【換金(解約)手続等】」をご覧ください。

*⁸ その他の費用についてはP.27「4【手数料等及び税金】」をご覧ください。

*⁹ 当ファンド(為替ヘッジなし)の購入・換金時には、購入・換金価額決定日の前月末時点の為替レートが適用されるため、各申込時点の為替レートからは乖離する場合があります。

【ファンドの特色】は、別途記載がある場合を除き、2025年9月末時点の情報です。

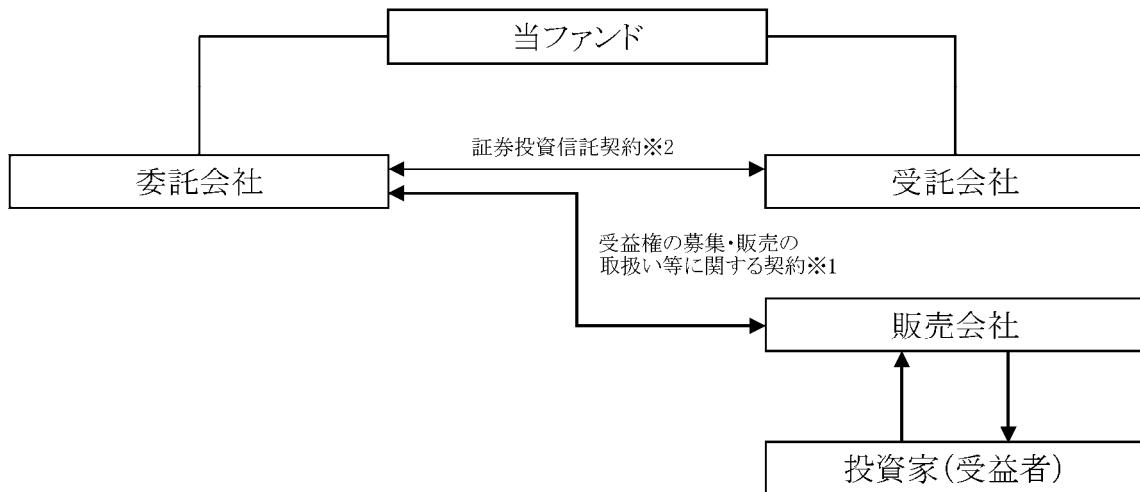
※当ファンドの運用手法に関する理解を促進することを目的として、漫画を用いた補足説明を交付目論見書内「ファンドの目的・特色」箇所に掲載しています。

(2) 【ファンドの沿革】

2024年9月13日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

■当ファンドの運営の仕組み■



《当ファンドの関係法人とその役割》

① 委託会社：ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面(以下「運用報告書(全体版)」といいます。)および同法同条第2項に規定する事項を記載した書面(以下「交付運用報告書」といいます。)をいいます。以下同じ)の作成等を行います。

② 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

委託会社との契約により、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いを行います。また、投資家への情報提供等を行います。

※ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社は販売会社として、受益権の募集を行います(契約締結行為等は行いません)。また、投資家への情報提供等を行います。

※1： 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

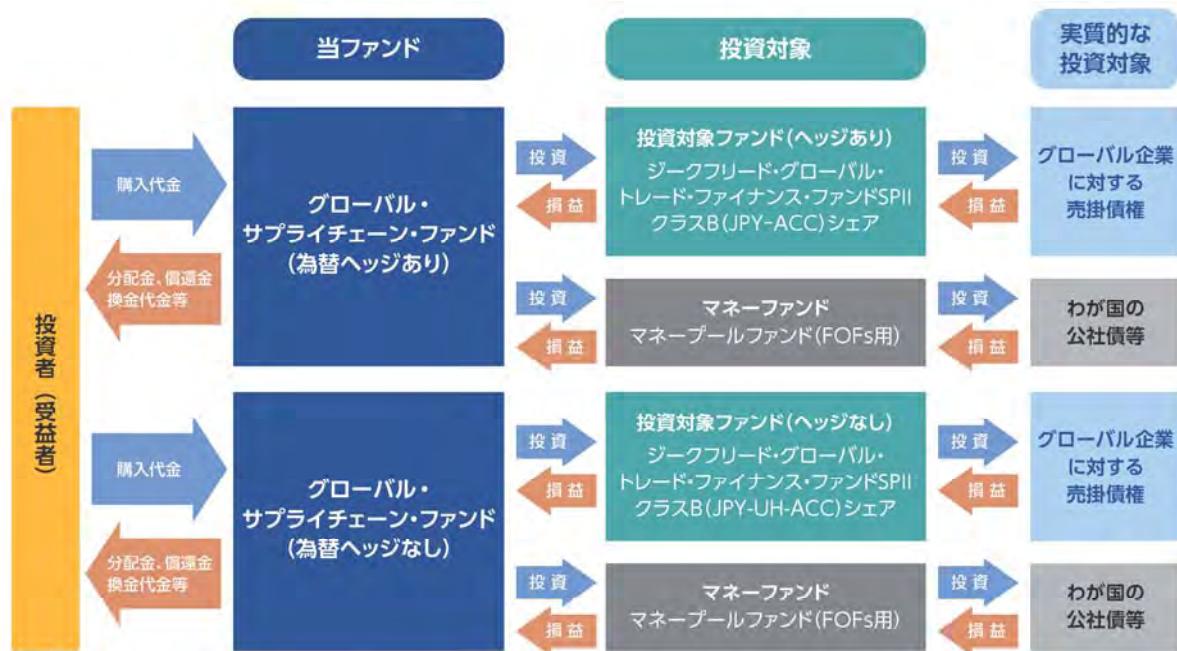
※2： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

■ファンドの仕組み■

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みをさします。当ファンドでは、ジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンドSPII（投資対象ファンド）とマネーファンドに投資します。投資対象ファンドは、為替ヘッジの有無によって、投資対象ファンド（ヘッジあり）と投資対象ファンド（ヘッジなし）に分かれます。

※投資対象の概要については、P. 19「<当ファンドが投資する投資信託証券の概要>」をご確認ください。



- 当ファンドは当ファンド（為替ヘッジあり）または当ファンド（為替ヘッジなし）の2ファンドより選択できます。
- 各ファンドにおける投資対象ファンドのシェアへの投資比率は、原則として高い比率になります。
- 投資対象ファンド（ヘッジあり）および投資対象ファンド（ヘッジなし）を総称して、「投資対象ファンドのシェア」と呼ぶことがあります。投資対象ファンドのシェアが異なる場合でも、運用戦略や保有銘柄に違いはありません。
- 各ファンドが投資するマネーファンドは、同一のものです。

当ファンド	為替についての間接的な運用方針
為替ヘッジあり	為替をフルヘッジした円建ての投資証券へ投資することにより、実質組入外貨建資産の為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
為替ヘッジなし	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■委託会社の概況(2025年9月末現在)■

- ・名称
　　ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
　　東京都千代田区一番町29番地1 番町ハウス
- ・資本金の額
　　100百万円
- ・会社の沿革
 - 1998年1月 Robertson Stephens Investment Management(以下RSIM社、現RS Investments)の子会社としてRS アセット・マネジメント株式会社(以下、RSAM社)設立
 - 2002年4月 RSAM社の経営陣及び従業員が、RSAM社の過半数株式(90%)をRSIM社より取得
 - 2007年1月 社名をRSAM社から「ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社」へ変更
 - 2007年3月 RSIM社の保有する「ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社」の全株式(10%)を買取り、完全独立。

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
ベイビュー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区一番町29番地1 番町ハウス	531株	100%

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社(以下、ベイビュー・アセット・マネジメント)について

国内屈指の独立系運用会社として、ブティック型ビジネスを展開。

ベイビュー・アセット・マネジメントは、1998年の創業以来、「全ては投資家のために」という企業理念の下で、資産運用業界の変革を目指してきました。ブティックハウスとして、他に無い先進的な運用商品を提供することで、日本を代表する機関投資家、つまりプロの投資家から多大な支持を得て、1兆3千億円を超える契約総資産額を誇ります。証券会社や銀行、或いは外資等の大手金融グループに属さず、資本と経営の独立性を確保し真の顧客第一を追求する中で、創業来の悲願であるオンライン直販に挑みます。販売会社を介さず、運用会社が自ら優れた商品を個人投資家に直接届ける、その第一号がグローバル・サプライチェーン・ファンドです。

投資一任及び投資信託の運用を行う金融商品取引業者(不動産関連を除く)として、財務局に登録された約90社中の1社です。内、親会社系列に属さない独立系は10社程度。中でも、会計監査並びに投資一任に関する内部統制監査証明を取得(2012年度以降)する存在として、ガバナンスそしてコンプライアンスも徹底された運用体制を構築しています。
契約総資産額:約1兆3,467億円(2025年9月末現在)
ホームページ:www.bayview.co.jp

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①以下の投資信託証券を通じて、主として中国及び東南アジア圏の中小企業(輸出企業)の短期(原則として最長6ヶ月)売掛債権(優良グローバル企業(輸入企業)の買掛債務)に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

1. <グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジあり)>

英領西インド諸島ケイマン(以下、「ケイマン」といいます。)籍投資法人ジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンドSPCの分離ポートフォリオであるジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンドSPII(以下、「投資対象ファンド」といいます。)の発行する円建て投資証券クラスB(JPY-ACC)シェア(以下、「投資対象ファンド(ヘッジあり)」といいます。)

<グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジなし)>

投資対象ファンドの発行する円建て投資証券クラスB(JPY-UH-ACC)シェア(以下、「投資対象ファンド(ヘッジなし)」といいます。)

2. マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)の受益証券(以下、「マネーファンド」といいます。)

※投資対象ファンド(ヘッジあり)および投資対象ファンド(ヘッジなし)を総称して投資対象ファンドのシェアと呼ぶことがあります。

②<グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジあり)>

為替をフルヘッジした円建ての投資証券へ投資することにより、実質組入外貨建資産の為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

<グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジなし)>

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③投資対象ファンドのシェアの投資比率は、高位とすることを基本とします。

④投資対象ファンドのシェアやマネーファンド、それらへの投資配分比率については、適宜見直しを行います。その際、投資対象ファンドのシェアあるいはマネーファンドが当ファンドの投資対象から除外されたり、類似の戦略と判断される投資信託証券が新たな投資対象として追加されることがあります。

⑤市況動向、資金動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産とします。（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。）のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 投資対象ファンドのシェア
2. マネーファンド
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<当ファンドが投資する投資信託証券の概要>

下記概要は、2025年9月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

● 投資対象ファンドの概要

投資対象ファンド名称	ジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンドSPII	
シェア名称	クラスB(JPY-ACC)シェア	クラスB(JPY-UH-ACC)シェア
為替ヘッジ	あり(対円フルヘッジ)	なし
国籍	英領西インド諸島ケイマン	
形態	外国投資法人	
通貨	円建て	
運用会社	Siegfried Asset Management社	
運用方針	主として中国及び東南アジア圏の中小企業(輸出企業)の短期(原則として最長6ヶ月)売掛債権(優良グローバル企業(輸入企業)の買掛債務)へ投資を行うことにより、安定的なインカム・ゲインを追求した運用を行います。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 投資する売掛債権は原則として投資適格の格付けを有する輸入企業が支払人となっており、180日以内に資金の回収期限が到来するものに限ります。 デリバティブ取引の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 	
決算日	毎年12月31日	
解約制限	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象ファンドのNAV[※]の25%を超える解約請求があった場合、請求が制限されたり、請求が制限された額を請求者間で按分したり、翌月以降の解約分として扱われる可能性があります。 ※NAVとは純資産総額のことを意味します。 投資対象ファンドにおいてNAVの算出が行われない場合等には、解約手続が一時停止されることがあります。 	
運用報酬	投資対象ファンドのシェアのNAVに対し年率0.50%の運用報酬	
その他の費用・手数料	投資対象ファンドのNAVに対し年率0.08% [※] 程度の管理費用 ※投資対象ファンドの資産規模や取引頻度などによっては上記料率を上回る場合があります。	
収益分配方針	原則、収益分配は行いません。	

● マネーファンドの概要

ファンド名称	マネーブールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)
形態	適格機関投資家私募
主要投資対象	三菱UFJアセットマネジメント株式会社が運用するマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券
投資態度	マネー・マーケット・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の公社債等に実質的な投資を行い、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することができます。
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託報酬	0.033%(税抜0.03%)

※上記の投資信託証券については、申込手数料はかかりません。

※上記の概要は、投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、概要は2025年9月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議及び組織は以下のとおりです。

会議	役割・機能
運用会議	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 主に以下の項目についての承認及び報告を行います。 ①運用計画書及び運用計画書の変更の承認 ②運用ガイドライン遵守状況の報告 ③自社設定投信の投資する投資信託の運用状況の報告 ④自社設定投信の投資する投資信託の運用体制に関する報告
法務・コンプライアンス委員会	業務執行に際して生じる多様な法務・コンプライアンス上の諸事案についての基本事項および関連事項を審議、報告することを目的として、原則月1回会議を開催しています。

組織	役割・機能
グローバル資産運用部	当ファンドのキャッシュ・マネジメント、当ファンドの投資する投資信託証券の発注及びそれらに伴う送回金を行います。同時に、当ファンドの投資する投資信託証券の運用状況が、運用ガイドラインに沿ったものであるかを確認するとともに、それらの運用会社の管理体制等について調査ならびに評価を行います。
運用管理部	信託財産の管理事務を行うとともに、パフォーマンスの測定・分析を行います。
運用企画部	運用状況のモニタリングを行うとともに、運用報告書、月次レポート等で運用状況を開示します。
コンプライアンス室	法令遵守状況の管理を行います。

委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の決算時（原則として8月25日、国内休業日の場合は翌国内営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
 - ③収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- *委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金

額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款で定める投資制限

- ①投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- ②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤投資対象ファンドのシェアを通じて実質的に行う外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券において一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑧公社債の借入れ
 - 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - 2. 前記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
 - 4. 前記1. の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。
- ⑨資金の借入れ
 - 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - 3. 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

法令に定められた投資制限

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、値動きのある有価証券等（売掛債権を含む）に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。投資対象ファンドが組み入れた売掛債権の回収状況等により当ファンドの基準価額が上下し、これにより投資元金を割り込むことがあります。

従って、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主要なリスクには以下のものがあります（但し、リスクはこれらに限定されるものではありません。）。

[売掛債権への投資に関するリスク]

実質的な投資対象である売掛債権への投資には、売掛債権の債務者の返済能力に関するリスクが伴います。売掛債権の債務者による延滞または貸し倒れ等の債務不履行が生じた場合には、当該売掛債権の価値が毀損し、時には無価値になることもあります。

一般的に売掛債権への投資には、第三者に対する対抗要件を具備する為の登記がされていないこと等により、二重譲渡や詐欺のリスクが顕在化する可能性があります。また、売掛債権の債務者から債権金額が回収できない場合に売掛債権の時効で債権を失うことで投資金額が戻らないリスクや、市場参加者（投資家）が増えたりあるいは投資ユニバースが縮小した場合には割引金利の低下や運用効率の低下等により投資リターンが下がることがあります。

[ファクタリング・プラットフォームのリスク]

売掛債権の選択と取得は、投資対象ファンドのファクタリング会社のプラットフォームの能力や性能に依拠するため、何らかの理由でプラットフォームが機能しなくなった場合、投資対象ファンドの運用成果に大きなマイナスの影響を及ぼすことがあります。この結果、投資対象ファンドの価額低下を通じて当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

[為替変動リスク]

＜為替ヘッジあり＞

投資対象ファンド（ヘッジあり）を通じて実質的に投資する外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合等にはこの金利差に相当するヘッジコストが発生し、通貨需給と金利の動向によってはヘッジコストが拡大する場合があります。

＜為替ヘッジなし＞

投資対象ファンド（ヘッジなし）を通じて実質的に投資する外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替相場の円高は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、購入や換金の申込時に反映される為替レートは購入・換金価額決定日の前月末時点のものとなるため、各申込時点の為替レートからは乖離する場合があります。

[流動性リスク]

投資対象ファンドを通じて実質的に投資をする売掛債権は一般に市場における流動性が低く、適正な価格で取引できないリスクや、取引量が限られてしまうリスクがあります。また、解約資金の手当で等で

投資対象ファンドが資金借入れを行った場合は、投資対象ファンドが借入れにかかるコストを負担します。

[信用リスク]

有価証券等の価格は、売掛債権の債務者である輸入企業に債務不履行が発生または予想される場合等には、その影響を受け変動します。債務者が経営不安・倒産に陥った場合、こうした状況に陥ると予想される場合、また信用格付けが格下げされた場合等には、その有価証券等の価値が毀損することがあり当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

[資金移動に係るリスク]

投資対象ファンドの関係当事者や実質的な投資対象である売掛債権に関連する国・地域において、資金移動に関する規制等が導入された場合に、結果として換金代金や償還金の支払いが遅延あるいは実施されないことがあります。

[カントリー・リスク]

投資対象ファンドの関係当事者や実質的な投資対象である売掛債権に関連する国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱等が生じたり、売掛債権への投資に対する新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が想定外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

[システムリスク・市場リスク]

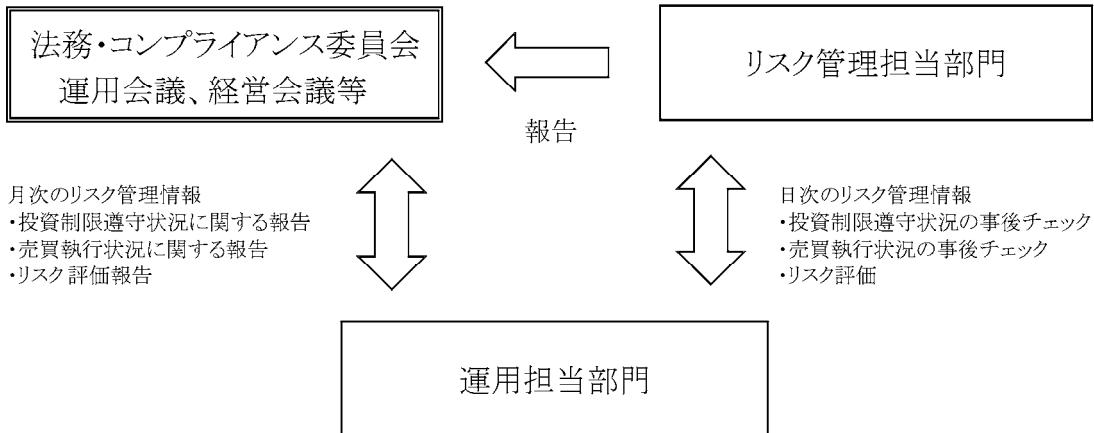
金融・証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、換金等が遅延することも想定されます。また、これらにより、一時的に当ファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスク等もあります。

《その他の留意点》

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
 - 投資対象ファンドにおいては、大量の解約があった場合など特定の状況下においては、全体に及ぼす影響に鑑み、解約請求の全部または一部が認められない場合もしくは解約代金の支払いが一時保留される場合があります。これにより、各ファンドにおいてすでに受けた換金のお申込みの全部または一部が翌月以降の換金のお申込みに繰り越される可能性や換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
 - 当ファンドは、多額の換金申込により短期間で資金を手当てる必要が生じた場合、投資対象ファンドにおいて解約制限が発動された場合、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、売掛債権の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
 - 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- ※また、投資信託財産が減少した場合や上記のように委託会社が投資方針に沿った運用ができないと判断した場合、国内短期金融商品による安定運用に切り替えることがあります。

《委託会社におけるリスク管理体制》

委託会社におけるリスク管理体制の概要は下図の通りです。



- ・ファンドのリスク管理は、運用担当部門においてリスク指標等を常時モニタリングしています。また、社内規程やガイドライン等に基づき、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門により、モニタリング等のリスク管理を行っています。
- ・リスク管理の状況は、リスク管理担当部門から運用担当部門にフィードバックされると共に、法務・コンプライアンス委員会、運用会議等で経営陣に報告され、必要に応じて適切な措置が講じられることがあります。

[流動性リスクに関する管理体制]

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。また、経営会議は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記の管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2020年10月～2025年9月)

【グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジあり)】



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年10月～2025年9月)

【グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジなし)】



※上記は、2024年9月～2025年9月の各月末時点における分配金再投資基準価額と、同基準価額の直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定時=10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。従って実際の基準価額及び基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指標

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

上記各指標に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指標を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX:株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、ブルームバーグ日本国債インデックス、ブルームバーグ・グローバル国債インデックス(除く日本、人民元)及びブルームバーグ米ドル建て新興市場債インデックス:Bloomberg L.P.)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。



※上記は、過去5年間(2020年10月～2025年9月)の各月末時点における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお当ファンドの騰落率は、2025年9月末時点における直近1年間の分配金再投資基準価額の年間騰落率となります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本国債：ブルームバーグ日本国債インデックス

先進国債：ブルームバーグ・グローバル国債インデックス(除く日本、人民元)

新興国債：ブルームバーグ米ドル建て新興市場債インデックス

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年 0.638% (税抜 0.58%) の率を乗じて得た金額とします。信託報酬にかかる委託会社、販売会社および受託会社の間の配分(税抜)は次の通りです。

信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率

支払先	年率(税抜)	主な役務
委託会社	年 0.55%	委託した資金の運用、運用報告書等の作成
販売会社	年 0.01%	口座開設・管理、購入・換金の受付、法定書面の交付等
受託会社	年 0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行

②上記に加えて、投資対象とする投資信託証券にかかる信託財産の運用・管理等の対価として下記の費用がかかります。

投資対象ファンドにかかる費用(運用報酬等)：投資対象ファンドの運用・管理等の対価として、当ファンドが投資する金額に対し年率 0.58% (非課税)程度となります。

※最低金額が定められている費用については、投資対象ファンドの資産規模が小さい場合に結果として上記料率を上回ることがあります。また、監査費用等の固定金額で定められた費用や、銀行取引手数料等の取引ごとに発生する費用は含まれていません。

マネーファンドの運用・管理等の対価として、当ファンドが投資する金額に対し年率0.033% (税抜0.03%)となります。

③実質的な負担は純資産総額に対して、年率 1.218%程度 (税抜 1.16%程度) *となります。

※投資対象ファンドを 100%組入れた際の試算です。実際の投資対象ファンド及びマネーファンドの組入れ比率に応じて変動します。

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき(ただし、該当日が国内休業日の場合は翌国内営業日とします。)、信託財産中から支弁します。また信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額、および受託者の立替えた立替金の利息 (②に掲げる諸費用を含め、以下、「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前記①に定める諸費用のほか、以下の諸費用 (消費税等相当額を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、1. から 5. までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 受益権の管理事務に関する費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付にかかる費用
 3. この信託の受益者に対してする公告にかかる費用
 4. この信託にかかる計理業務（設定解約、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告にかかる業務等）の費用
 5. この信託の監査費用、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託会社は、諸経費の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を期中に見直すことができます。
- ④ 諸経費の額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき（ただし、該当日が国内休業日の場合は翌国内営業日とします。）、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

*これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

〔譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について〕

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

なお、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

〔少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について〕

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2025年9月末日現在の税法に基づくものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額について、15.315% (国税15.315%) の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせ下さい。

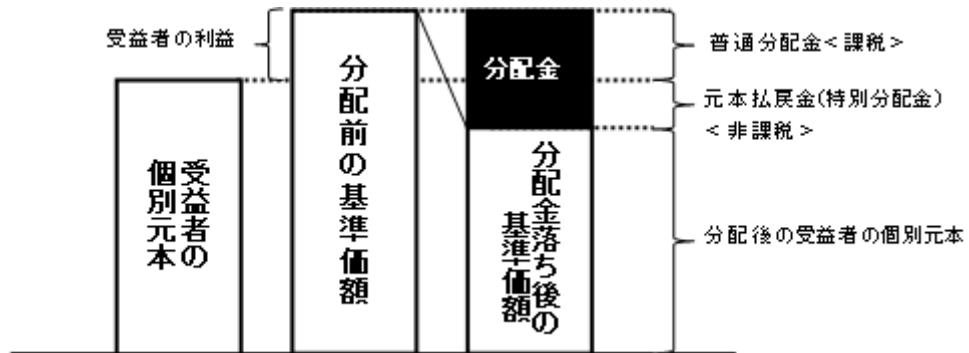
■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

〈参考情報〉当ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2024年9月13日～2025年8月25日）における当ファンドの総経費率（年率）は以下の通りです。

	総経費率（①+②）	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
為替ヘッジあり	1.23%	0.63%	0.60%
為替ヘッジなし	1.23%	0.63%	0.60%

上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率およびその内訳で、当ファンドの運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※各比率は、1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したもので、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※投資対象とする投資信託証券（以下、「投資先ファンド」）にかかる費用は、その他費用（②）に含めています。

※投資先ファンドには、上記総経費率の計算で使用した費用以外の費用がかかる場合があります。また、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細については、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。最新の運用報告書は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

5 【運用状況】

以下は2025年9月30日現在の運用状況であります。

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国名／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,049	0.00
	ケイマン	2,561,864,405	99.67
	小計	2,561,874,454	99.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,592,501	0.33
合 計(純資産総額)		2,570,466,955	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿単価 (円)	帳簿金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイ マン	投資信託 受益証券	Siegfried Global Trade Finance Fund SP II Class B (JPY-ACC) Share	24,762.6726	103,062.67	2,552,107,258	103,456.7	2,561,864,405	99.67
2	日本	投資信託 受益証券	マネーパールファンド (FOFs用)	10,000	1.0044	10,044	1.0049	10,049	0.00

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.67
合 計	99.67

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円)	1口当たりの純資産額 (円)
第1計算期間末日 (2025年 8月25日)	(分配落)	2,530,110,629
	(分配付)	2,530,110,629
2024年 9月末日	99,967,822	0.9997
10月末日	99,911,655	0.9991
11月末日	106,985,772	0.9999
12月末日	127,925,790	1.0030
2025年 1月末日	273,405,706	1.0038
2月末日	275,564,064	1.0044
3月末日	278,421,875	1.0076
4月末日	2,291,600,556	1.0092
5月末日	2,351,091,686	1.0146
6月末日	2,370,362,278	1.0177
7月末日	2,466,696,670	1.0210
8月末日	2,529,914,370	1.0240
9月末日	2,570,466,955	1.0273

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間 (2024年9月13日～2025年8月25日)	0.0000

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
第1計算期間 (2024年9月13日～2025年8月25日)	2.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間 (2024年9月13日～2025年8月25日)	2,493,486,195	22,923,494	2,470,562,701

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国名／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,049	0.00
	ケイマン	287,651,614	99.31
	小計	287,661,663	99.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,991,554	0.69
合 計（純資産総額）		289,653,217	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿単価 (円)	帳簿金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託 受益証券	Siegfried Global Trade Finance Fund SP II Class B (JPY-UH-ACC) Share	2,607.7721	112,086.41	292,295,823	110,305.5	287,651,614	99.31
2	日本	投資信託 受益証券	マネーパーファンド (FOFs用)	10,000	1.0044	10,044	1.0049	10,049	0.00

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.31
合 計	99.31

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円)	1口当たりの純資産額 (円)
第1計算期間末日 (2025年8月25日)	(分配落)	274,010,205
	(分配付)	274,010,205
2024年9月末日	99,967,822	0.9997
10月末日	99,911,655	0.9991
11月末日	112,082,233	1.0608
12月末日	117,560,735	1.0521
2025年1月末日	136,117,189	1.1108
2月末日	133,471,260	1.1062
3月末日	135,541,197	1.0786
4月末日	164,582,891	1.0786
5月末日	186,961,596	1.0353
6月末日	213,151,693	1.0543
7月末日	233,804,015	1.0625
8月末日	273,988,946	1.1148
9月末日	289,653,217	1.0951

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間 (2024年9月13日～2025年8月25日)	0.0000

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
第1計算期間 (2024年9月13日～2025年8月25日)	11.5

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間 (2024年9月13日～2025年8月25日)	253,962,031	8,185,806	245,776,225

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜参考情報＞ 運用実績

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）

2025年9月末現在

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移



■基準価額・純資産総額

基準価額 (1万口当たり)	10,273円
純資産総額	25.7億円

■分配の推移 (1万口当たり、税引前)

第1期 2025年8月25日	0円
設定来累計	0円

※基準価額は、信託報酬及び実績報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。

設定時=10,000として指数化し表示しております。従って実際の基準価額とは異なる場合があります。

主要な資産の状況

以下は、投資対象ファンド（ヘッジあり）の状況です。

※当ファンドの基準価額は、投資対象ファンドの前月の運用成果が反映されます。そのため、投資対象別構成比および組入上位10銘柄は投資対象ファンドの2025年8月末現在のポートフォリオ状況となっています。

■資産構成比

資産の種類	比率
投資対象ファンド（ヘッジあり）	99.7%
マネーファンド	0.0%
キャッシュ等	0.3%
合計	100.0%

※資産構成比は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

■組入上位10銘柄

順位	企業名	国名	業種	格付	保有比率
1	サーモフィッシャー・サイエンティフィック	米国	ヘルスケア	A-	6.6%
2	ギリアド・サイエンシズ	米国	ヘルスケア	A-	3.6%
3	リンデ	英国	素材	A	3.4%
4	ファーストリテイリング	日本	一般消費財・サービス	A+	3.4%
5	ソデクソ	フランス	一般消費財・サービス	BBB+	3.2%
6	センター・グループ	オーストラリア	不動産	A	3.0%
7	パンズル	英国	資本財・サービス	BBB+	2.7%
8	サウス32	オーストラリア	素材	BBB+	2.6%
9	アボット	米国	ヘルスケア	AA-	2.5%
10	パーカー・ハネфин	米国	資本財・サービス	BBB+	2.5%

※組入上位10銘柄の保有比率は、投資対象ファンドにおける各投資対象資産の純資産総額に対する比率です。

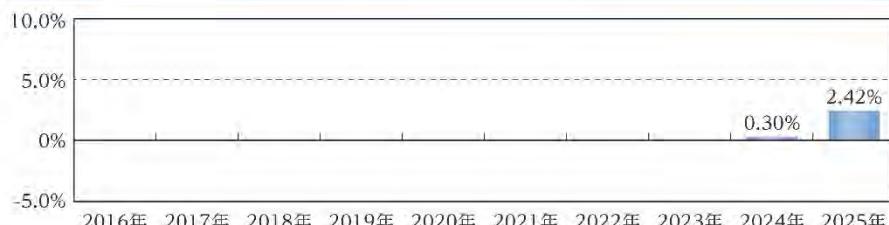
組入銘柄数: 51銘柄

■投資対象別構成比

	比率・数
売掛債権	102.3%
キャッシュ等	-2.3%
組入れ企業数	51社
組入れ売掛債権数	363件

※投資対象別構成比は投資対象ファンドにおける各投資対象資産の純資産総額に対する比率です。

年間收益率の推移



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出した騰落率です。

※2024年は、設定日（2024年9月13日）から2024年12月末までの收益率を表示しています。

2025年は、9月末までの收益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

- 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
- 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移



※基準価額は、信託報酬及び実績報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。

設定時=10,000として指指数化し表示しております。従って実際の基準価額とは異なる場合があります。

■基準価額・純資産総額

基準価額 (1万口当たり)	10,951円
純資産総額	2.9億円

■分配の推移 (1万口当たり、税引前)

第1期 2025年8月25日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

以下は、投資対象ファンド(ヘッジなし)の状況です。

※当ファンドの基準価額は、投資対象ファンドの前月の運用成果が反映されます。そのため、投資対象別構成比および組入上位10銘柄は投資対象ファンドの2025年8月末現在のポートフォリオ状況となっています。

■資産構成比

資産の種類	比率
投資対象ファンド(ヘッジなし)	99.3%
マネーファンド	0.0%
キャッシュ等	0.7%
合計	100.0%

※資産構成比は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

■組入上位10銘柄

順位	企業名	国名	業種	格付	保有比率
1	サーモフィッシャー サイエンティフィック	米国	ヘルスケア	A-	6.6%
2	ギリアド・サイエンシズ	米国	ヘルスケア	A-	3.6%
3	リンデ	英国	素材	A	3.4%
4	ファーストリテイリング	日本	一般消費財・サービス	A+	3.4%
5	ソデクソ	フランス	一般消費財・サービス	BBB+	3.2%
6	センター・グループ	オーストラリア	不動産	A	3.0%
7	パンズル	英国	資本財・サービス	BBB+	2.7%
8	サウス32	オーストラリア	素材	BBB+	2.6%
9	アボット	米国	ヘルスケア	AA-	2.5%
10	パークー・ハネフィン	米国	資本財・サービス	BBB+	2.5%

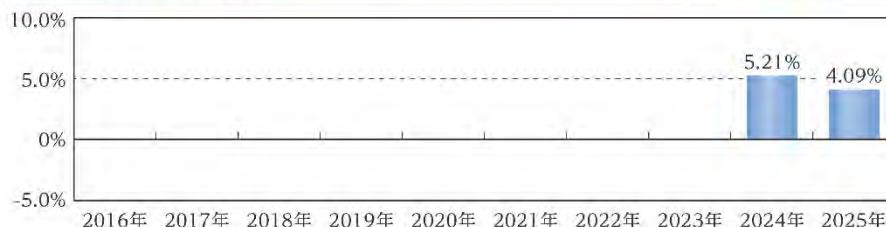
※組入上位10銘柄の保有比率は、投資対象ファンドにおける各投資対象資産の純資産総額に対する比率です。

■投資対象別構成比

	比率・数
売掛債権	102.3%
キャッシュ等	-2.3%
組入れ企業数	51社
組入れ売掛債権数	363件

※投資対象別構成比は投資対象ファンドにおける各投資対象資産の純資産総額に対する比率です。

年間收益率の推移



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出した騰落率です。

※2024年は、設定日（2024年9月13日）から2024年12月末までの收益率を表示しています。

2025年は、9月末までの收益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

- 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
- 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
 - ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。
 - ・購入（取得）申込みの受け付けについては、原則、毎月20日（「購入（取得）申込受付日」、国内休業日の場合は前国内営業日とします。）迄に、販売会社にお申し出下さい。詳しくは販売会社までお問い合わせ下さい。また、国内休業日またはファンド営業日※等を考慮して申込の受け付けが中止となることがあります。
- ※「ファンド営業日」とはケイマン、香港、またはシンガポールの銀行休業日および国内休業日を除いた日をいいます。
- ・購入（取得）申込みの受け付けについては、午後3時30分までに購入（取得）申込みが行われかつ当該購入（取得）申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
 - ・販売の単位は、100万円以上1円単位とします。
 - ・受益権の販売価額は、購入（取得）申込受付日の翌月の第10ファンド営業日の基準価額とします。
 - ・申込を行った購入が未約定の場合は、購入申込を追加で行うことはできません。ただし、申込を行う口座区分（NISA口座、特定口座）が異なる場合や、ファンドの種類（「当ファンド（為替ヘッジあり）」、「当ファンド（為替ヘッジなし）」）が異なる場合は可能です。なお、販売会社により異なる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
<電話番号> 03-6736-4409
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
<インターネットホームページ> www.bayview.co.jp

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の購入（取得）申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入（取得）申込の受け付けを取り消すことができます。
- ・信託金限度額に達しない場合でも、各ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入（取得）の申込みの受付を中止することができます。

※購入（取得）の申込みの方法ならびに単位等について、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

2 【換金(解約)手続等】

- ・受益者は、1万円以上1円単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、毎月25日(「一部解約申込受付日」、国内休業日の場合は前国内営業日とします。)迄に、販売会社にお申し出下さい。詳しくは販売会社までお問い合わせ下さい。また、国内休業日またはファンド営業日※等を考慮して申込みの受け付けが中止となることがあります。
- ※「ファンド営業日」とはケイマン、香港、またはシンガポールの銀行休業日および国内休業日を除いた日をいいます。
- ・一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時30分までに一部解約の実行の請求の申込みが行われかつ、その一部解約の実行の請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。
- ・換金価額は、一部解約申込受付日の翌々月の国内最終営業日(「一部解約約定日」)の基準価額とします。
- ・申込を行った換金が未約定の場合は、換金申込を追加で行うことはできません。ただし、申込を行う口座区分(NISA口座、特定口座)が異なる場合や、ファンドの種類(「当ファンド(為替ヘッジあり)」、「当ファンド(為替ヘッジなし)」)が異なる場合は可能です。なお、販売会社により異なる場合があります。
- ・当ファンドには、換金(一部解約)手数料はありません。
- ・当ファンドには、信託財産留保額はありません。
- ・投資対象ファンドにおいて解約請求の全部または一部が認められない場合もしくは解約代金の支払いが一時保留される場合、当ファンドにおいてすでに受けた一部解約の実行の請求の全部または一部が翌月以降の一部解約の実行の請求に繰り越される可能性や一部解約金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社 <電話番号> 03-6736-4409 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時 <インターネットホームページ> www.bayview.co.jp
--

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約約定日から起算して13国内営業日目から販売会社において支払います。
- ・委託会社は、一部解約の実行の請求額が多額のとき、投資対象ファンドにおいて解約制限が発動されたとき、投資対象ファンドにおける当ファンドに対する本人確認手続きまたはアンチ・マネー・ローンダリングに関連する諸手続きによる取引遅延等、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむ得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止したり、すでに受け付けた一部解約の請求受付を取り消すことができます。また、投資対象ファンドのシェアの解約金の支払いに遅延があった場合、一部解約金の支払いが遅れることがあります。

※換金(一部解約)の申込みの方法ならびに単位等について、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
国内投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日における基準価額で評価します。
外国投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日における1シェア当たりNAVで評価します。

※1シェア当たりNAVとは、投資対象ファンドのシェアのNAVを投資対象ファンドの当該シェアにおいて発行された総シェア数で除した価額のことを指します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
<電話番号> 03-6736-4409
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
<インターネットホームページ> www.bayview.co.jp

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2024年9月13日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として毎年8月26日から翌年8月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年8月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が国内休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌国内営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの償還条件

- 委託会社は、各ファンドにおいて、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、

信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、各ファンドにおいて、投資対象ファンドのシェアの運用内容や投資にかかる諸要件が変更されたり、または償還されることにより、各ファンドの運用の同一性を維持できない場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、前記1. および2. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前記3. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前記3. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
6. 前記3. から5. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. から5. までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「(b)信託約款の変更等」に定める書面決議で否決された場合を除き、その委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変

更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記の規定にしたがいます。

(c) 関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(d) 運用報告書

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付運用報告書を知られたる受益者に交付等を行います。

また、委託会社は、次のアドレスに運用報告書(全体版)を掲載することで運用報告書(全体版)にかかる情報を電磁的方法により提供します。

www.bayview.co.jp

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(e) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.bayview.co.jp

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入（取得）申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入（取得）申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金について支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続き等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2024年9月13日から2025年8月25日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月10日

ベイビューアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）の2024年9月13日から2025年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）の2025年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベイビューアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ペイビューアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期

2025年8月25日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	13,759,398
投資信託受益証券	2,522,109,690
未収利息	171
流動資産合計	2,535,869,259
資産合計	2,535,869,259
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	193,572
未払委託者報酬	5,419,802
その他未払費用	145,256
流動負債合計	5,758,630
負債合計	5,758,630
純資産の部	
元本等	
元本	2,470,562,701
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金（△）	59,547,928
（分配準備積立金）	35,908,538
元本等合計	2,530,110,629
純資産合計	2,530,110,629
負債純資産合計	2,535,869,259

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期

自 2024年9月13日

至 2025年8月25日

営業収益	
受取利息	53,728
有価証券売買等損益	42,199,680
営業収益合計	42,253,408
営業費用	
受託者報酬	210,395
委託者報酬	5,891,181
その他費用	162,142
営業費用合計	6,263,718
営業利益又は営業損失(△)	35,989,690
経常利益又は経常損失(△)	35,989,690
当期純利益又は当期純損失(△)	35,989,690
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	81,152
又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	
期首剩余金又は期首次損金(△)	—
剩余金増加額又は欠損金減少額	23,727,044
当期一部解約に伴う剩余金増加額	—
又は欠損金減少額	
当期追加信託に伴う剩余金増加額	23,727,044
又は欠損金減少額	
剩余金減少額又は欠損金増加額	87,654
当期一部解約に伴う剩余金減少額	87,654
又は欠損金増加額	
当期追加信託に伴う剩余金減少額	—
又は欠損金増加額	
分配金	—
期末剩余金又は期末欠損金(△)	59,547,928

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年8月26日から翌年8月25日までとなっております。当計算期間は2024年9月13日（設定日）から2025年8月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 2025年8月25日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	2,470,562,701 口
2. 1口当たり純資産額	1,0241 円
(10,000 口当たり純資産額)	(10,241 円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第1期 自 2024年9月13日 至 2025年8月25日		
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	45,585 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	35,862,953 円
収益調整金額	C	23,639,390 円
分配準備積立金額	D	0 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	59,547,928 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,470,562,701 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	241 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期 自 2024年9月13日 至 2025年8月25日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク		当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。 当ファンドが投資している有価証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの 管理体制		ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署により、ガイドラインのモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は逐次運用部門にフィードバックされる他、法務&コンプライアンス・ミーティングで報告されます。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第1期 2025年8月25日現在
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明		投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期(自 2024年9月13日 至 2025年8月25日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	42,047,150
合計	42,047,150

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第1期 自 2024年9月13日 至 2025年8月25日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,000,000 円
期中追加設定元本額	2,393,486,195 円
期中一部解約元本額	22,923,494 円

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位: 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	Siegfried Global Trade Finance Fund SP II Class B (JPY-ACC)	24,472.6962	2,522,099,646	
	マネーパーファンド (F O F s 用) (適格機関投資家限定)	10,000	10,044	
合計		34,472.6962	2,522,109,690	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間（2024 年 9 月 13 日から 2025 年 8 月 25 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月10日

ベイビューアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）の2024年9月13日から2025年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）の2025年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベイビューアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ペイビューアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期

2025年8月25日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,251,814
投資信託受益証券	273,323,215
未収利息	15
流動資産合計	274,575,044
資産合計	274,575,044
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	18,869
未払委託者報酬	528,324
その他未払費用	17,646
流動負債合計	564,839
負債合計	564,839
純資産の部	
元本等	
元本	245,776,225
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金（△）	28,233,980
（分配準備積立金）	17,134,026
元本等合計	274,010,205
純資産合計	274,010,205
負債純資産合計	274,575,044

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期

自 2024年9月13日

至 2025年8月25日

営業収益	
受取利息	6,668
有価証券売買等損益	18,513,205
営業収益合計	18,519,873
営業費用	
受託者報酬	31,444
委託者報酬	880,469
その他費用	31,318
営業費用合計	943,231
営業利益又は営業損失(△)	17,576,642
経常利益又は経常損失(△)	17,576,642
当期純利益又は当期純損失(△)	17,576,642
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	442,616
又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	
期首剩余金又は期首次損金(△)	—
剩余金増加額又は欠損金減少額	11,317,970
当期一部解約に伴う剩余金増加額	—
又は欠損金減少額	
当期追加信託に伴う剩余金増加額	11,317,970
又は欠損金減少額	
剩余金減少額又は欠損金増加額	218,016
当期一部解約に伴う剩余金減少額	218,016
又は欠損金増加額	
当期追加信託に伴う剩余金減少額	—
又は欠損金増加額	
分配金	—
期末剩余金又は期末欠損金(△)	28,233,980

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年8月26日から翌年8月25日までとなっております。当計算期間は2024年9月13日（設定日）から2025年8月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 2025年8月25日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	245,776,225 口
2. 1口当たり純資産額	1,1149 円
(10,000 口当たり純資産額)	(11,149 円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第1期 自 2024年9月13日 至 2025年8月25日		
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	6,290 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	17,127,736 円
収益調整金額	C	11,099,954 円
分配準備積立金額	D	0 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,233,980 円
当ファンドの期末残存口数	F	245,776,225 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,148 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別
	第1期 自 2024年9月13日 至 2025年8月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。 当ファンドが投資している有価証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの 管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署により、ガイドラインのモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は逐次運用部門にフィードバックされる他、法務&コンプライアンス・ミーティングで報告されます。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別
	第1期 2025年8月25日現在
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期(自 2024年9月13日 至 2025年8月25日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18,012,821
合計	18,012,821

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第1期 自 2024年9月13日 至 2025年8月25日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,000,000 円
期中追加設定元本額	153,962,031 円
期中一部解約元本額	8,185,806 円

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	Siegfried Global Trade Finance Fund SP II Class B (JPY-UH-ACC)	2,435.5232	273,313,171	
	マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定)	10,000	10,044	
合計		12,435.5232	273,323,215	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）」

(2025年9月末日現在)

I 資産総額	2, 572, 250, 814円
II 負債総額	1, 783, 859円
III 純資産総額（I - II）	2, 570, 466, 955円
IV 発行済口数	2, 502, 061, 563口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	1. 0273円 (1万口当たり10, 273円)

「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）」

(2025年9月末日現在)

I 資産総額	289, 849, 407円
II 負債総額	196, 190円
III 純資産総額（I - II）	289, 653, 217円
IV 発行済口数	264, 489, 140口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	1. 0951円 (1万口当たり10, 951円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年9月末現在、100百万円

会社が発行する株式総数 8,000 株

発行済株式総数 531 株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。また、会社の機関として株主総会、取締役会のほか経営会議があります。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要な事項の承認等を行います。

取締役会

株主総会にて選任された取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。

経営会議

最高経営責任者（CEO）、取締役または執行役員であって取締役会が指名する者により構成され、当社の業務執行の決定を行います。運営の詳細は「経営会議規程」により定められ、取締役会から委任された事項、取締役会に付議する事項、経営会議が承認機関となる社内規程等の制定改廃の承認、「業務分掌規程」にて定める各部室の業務内容などの決議を行うとともに、その結果及びその他経営に関する重要な事項を速やかに取締役会に報告を行います。

(b) 投資信託の運用体制

1) 日本株式運用部及びグローバル資産運用部（合わせて以下、「運用部」という。）が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

2) 意思決定プロセス

イ. 運用指図の意思決定は「運用会議規則」に従い、「運用会議」における運用方針書及び運用方針書の変更の承認、運用計画書及び運用計画書の変更の承認プロセスより開始されます。

「運用会議」においては上記のほか、発注先金融商品取引業者との新規取引に関する事項、再委託先の選定に関する事項、自社設定投信の投資する投資信託の選定に関する事項等が承認されます。

ロ. ファンド・マネージャーは「運用会議」において承認された運用戦略に基づき、「投資判断者服務規程」、「金融商品の売買執行に関する規則」等に従い、実際の投資活動を行います。

ハ. 「運用会議」において、運用内容に関する事項、トレードコンプライアンス及び運用ガイドライン遵守状況に関する事項、発注先金融商品取引業者との取引状況に関する事項、再委託ファンドの運用状況及び委託事項の遵守状況に関する事項、再委託ファンドの運用体制に関する事項、自社設定投信の投資する投資信託の運用状況及び運用体制に関する事項、議決権行使の結果等が報告されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部及び投資助言業務を行っています。

2025年9月30日現在、委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	54	276,892,585,518
単位型株式投資信託	13	174,163,804,946
単位型公社債投資信託	14	25,266,961,603
合計	81	476,323,352,067

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 大橋 瞳
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後藤 秀洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(1) 【貸借対照表】

科 目	期 別	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			5,092,768		6,007,875
未収委託者報酬			927,370		483,347
未収運用受託報酬			180,438		214,329
未収収益			176,142		147,142
契約資産			161,314		202,729
特定金銭外信託			200,000		200,012
前払費用			24,171		29,981
未収入金			8,091		8,304
未収消費税等			—		7,846
その他			11,147		10,033
流動資産合計			6,781,444		7,311,603
固定資産					
有形固定資産	※1				
建物		226,116		197,523	
車両運搬具		13,110		8,744	
器具備品		33,762		48,081	
リース資産		5,304		2,793	
有形固定資産合計			278,293		257,142
無形固定資産					
電話加入権		768		768	
ソフトウェア		114,100		114,318	
借地権		121		121	
無形固定資産合計			114,990		115,208
投資その他の資産					
投資有価証券		2,198,835		2,731,232	
長期差入保証金		122,491		122,822	
その他		657		112,599	
投資その他の資産合計			2,321,983		2,966,653
固定資産合計			2,715,267		3,339,005
資産合計			9,496,712		10,650,609

科 目	期 別	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			701, 537		512, 218
未払金			102, 577		417, 081
未払手数料		60, 585		58, 694	
その他未払金		41, 992		358, 386	
未払費用			127, 169		155, 949
未払法人税等			379, 953		417, 543
未払消費税等			86, 952		—
リース債務			2, 991		2, 761
流動負債合計			1, 401, 182		1, 505, 553
固定負債					
関係会社長期借入金			4, 125		4, 125
退職給付引当金			161, 079		161, 859
資産除去債務			81, 669		82, 451
繰延税金負債			220, 375		213, 419
リース債務			3, 303		541
固定負債合計			470, 552		462, 398
負債合計			1, 871, 735		1, 967, 952
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			100, 000		100, 000
利益剰余金			7, 009, 299		8, 123, 330
利益準備金		18, 991		19, 097	
その他利益剰余金		6, 990, 308		8, 104, 232	
繰越利益剰余金		6, 990, 308		8, 104, 232	
株主資本合計			7, 109, 299		8, 223, 330
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			515, 677		459, 326
評価・換算差額等合計			515, 677		459, 326
純資産合計			7, 624, 977		8, 682, 657
負債・純資産合計			9, 496, 712		10, 650, 609

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	前事業年度		当事業年度	
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業収益	※1				
委託者報酬			3, 250, 541		3, 153, 892
運用受託報酬			809, 264		838, 533
投資助言報酬			28, 859		41, 172
コンサルティング報酬			1, 044, 374		1, 225, 807
営業収益合計			5, 133, 038		5, 259, 405
営業費用					
支払手数料			394, 256		448, 547
広告宣伝費			22, 302		97, 452
委託費			212, 129		330, 850
営業雑経費			10, 039		11, 615
通信費		5, 041		6, 382	
協会費		3, 035		3, 314	
諸会費		775		902	
その他		1, 187		1, 015	
営業費用合計			638, 728		888, 465
一般管理費					
給料			2, 087, 269		1, 706, 080
役員報酬		159, 000		187, 950	
給料・手当		505, 972		539, 179	
賞与		1, 422, 296		978, 951	
交際費			13, 902		18, 742
寄付金			1, 260		3, 440
旅費交通費			29, 848		44, 885
租税公課			6, 567		7, 149
不動産賃借料			171, 110		175, 683
退職給付費用			26, 627		42, 192
減価償却費			83, 146		81, 986
情報機器関連費			144, 714		164, 001
専門家報酬			58, 659		51, 975
その他			240, 666		256, 104
一般管理費合計			2, 863, 771		2, 552, 240
営業利益			1, 630, 538		1, 818, 699

科 目	期 別		前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業外収益						
受取利息		4,248				10,387
為替差益		99,592				—
投資有価証券運用益		32,458				45,979
その他		2,117				3,390
営業外収益合計		138,417				59,757
営業外費用						
為替差損		—				907
支払利息		124				123
営業外費用合計		124				1,031
経常利益		1,768,831				1,877,425
特別利益						
投資有価証券解約益		643				251
特別利益合計		643				251
特別損失						
固定資産除却損		0				0
特別退職金		560				—
特別損失合計		560				0
税引前当期純利益		1,768,915				1,877,677
法人税、住民税及び事業税	671,055		755,312			
法人税等調整額	△10,624	660,430	7,272			762,584
当期純利益		1,108,484				1,115,092

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	18,885	5,882,991	5,901,877	6,001,877	342,215	342,215 6,344,092	
当期変動額								
剰余金の配当		106	△1,168	△1,062	△1,062		△1,062	
当期純利益			1,108,484	1,108,484	1,108,484		1,108,484	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						173,462	173,462 173,462	
当期変動額合計		106	1,107,316	1,107,422	1,107,422	173,462	173,462 1,280,884	
当期末残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677 7,624,977	

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677 7,624,977	
当期変動額								
剰余金の配当		106	△1,168	△1,062	△1,062		△1,062	
当期純利益			1,115,092	1,115,092	1,115,092		1,115,092	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△56,350	△56,350 △56,350	
当期変動額合計		106	1,113,924	1,114,030	1,114,030	△56,350	△56,350 1,057,679	
当期末残高	100,000	19,097	8,104,232	8,123,330	8,223,330	459,326	459,326 8,682,657	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告目に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～18年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	(千円)	
	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債（純額）	220,375	213,419

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

このうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は前事業年度103,823千円、当事業年度101,528千円でありますが、こちらは将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業費用」の「調査費」として表示していた科目名称を、より実態に即した明瞭な表示とするために、当事業年度より「委託費」に変更いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の科目名称を変更しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	343,505千円	372,098千円
車両運搬具	8,999千円	13,365千円
器具備品	134,138千円	143,602千円
リース資産	7,247千円	9,758千円
計	493,890千円	538,824千円

(損益計算書関係)

※1 営業収益は、すべて顧客との契約から生じる収益であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	前事業年度増加	前事業年度減少	前事業年度末
普通株式（株）	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2023年3月31日	2023年6月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2025年3月31日	2025年7月1日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載は省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等の他、ファンド組成のためのシードマネー等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社設定ファンドから期末までに日割で計上されたものであり、当該ファンドの決算日の翌営業日に当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等、時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

ほぼ全ての営業債権は、当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務及び投資有価証券は市場価格及び為替の変動リスクに晒されており、継続的なモニタリングを行うことで、適切なリスク・コントロールに努めています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,761,829	1,761,829	—
(2) 長期差入保証金	122,491	116,758	△ 5,732
資産合計	1,884,320	1,878,588	△ 5,732
(1) 関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	4,125	4,224	98

（注1）現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前事業年度（千円）
組合出資金	437,005

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	2,240,749	2,240,749	—
(2) 長期差入保証金	122,822	113,968	△ 8,853
資産合計	2,363,571	2,354,718	△ 8,853
(1) 関係会社長期借入金	4,125	3,673	△ 452
負債合計	4,125	3,673	△ 452

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当事業年度（千円）
組合出資金	490,482

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,092,768	—	—	—
未収委託者報酬	927,370	—	—	—
未収運用受託報酬	180,438	—	—	—
未収収益	176,142	—	—	—
特定金銭外信託	200,000	—	—	—
合計	6,576,720	—	—	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,007,875	—	—	—
未収委託者報酬	483,347	—	—	—
未収運用受託報酬	214,329	—	—	—
未収収益	147,142	—	—	—
特定金銭外信託	200,012	—	—	—
合計	7,052,708	—	—	—

(注4) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年3月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	1,761,829	—	1,761,829

当事業年度 (2025年3月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	2,240,749	—	2,240,749

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	116,758	—	116,758
資産計	—	116,758	—	116,758
関係会社長期借入金	—	4,224	—	4,224
負債計	—	4,224	—	4,224

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	113,968	—	113,968
資産計	—	113,968	—	113,968
関係会社長期借入金	—	3,673	—	3,673
負債計	—	3,673	—	3,673

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の預金に預入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される貸借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— — — — — 1,761,829	— — — — — 979,933	— — — — — 781,895
小計		1,761,829	979,933	781,895
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— — — — — —	— — — — — —	— — — — — —
小計		—	—	—
合計		1,761,829	979,933	781,895

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— — — — — 1,649,702	— — — — — 929,433	— — — — — 720,269
小計		1,649,702	929,433	720,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— — — — — 591,047	— — — — — 600,000	— — — — — △ 8,952
小計		591,047	600,000	△ 8,952
合計		2,240,749	1,529,433	711,316

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	147,074	161,079
退職給付費用	26,975	42,774
退職給付の支払額	△ 12,971	△ 41,994
退職給付引当金の期末残高	161,079	161,859

(注) 前事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額348千円、当事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額582千円が含まれております。

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	161,079	161,859
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161,079	161,859
退職給付引当金	161,079	161,859
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161,079	161,859

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 26,975千円 当事業年度 42,774千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	55,715 千円	57,215 千円
資産除去債務	28,248 //	29,214 //
未払事業税	45,020 //	33,065 //
その他	8,062 //	20,634 //
繰延税金資産の小計	137,047 //	140,130 //
評価性引当額	△ 33,224 //	△ 38,601 //
繰延税金資産の合計	103,823 //	101,528 //
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 266,218 //	△ 255,161 //
その他	△ 57,980 //	△ 59,786 //
繰延税金負債の合計	△ 324,198 //	△ 314,948 //
繰延税金資産(負債)の純額	△ 220,375 //	△ 213,419 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
役員給与等永久に損金に算入されない項目	9.3%	6.0%
住民税均等割等	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.0%	0.1%
所得拡大促進税制による税額控除	-6.5%	-%
中小法人の軽減税率	-0.1%	-0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%	0.0%
その他	0.0%	-0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3%	40.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実行税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年～38年と見積り、割引率は0.41%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
期首残高	80,899	千円	81,669	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	〃	—	〃
時の経過による調整額	769	〃	782	〃
期末残高	81,669	千円	82,451	千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客からの契約から生じた債権（期首残高）	940,596	1,283,951
顧客からの契約から生じた債権（期末残高）	1,283,951	844,820
契約資産（期首残高）	90,451	161,314
契約資産（期末残高）	161,314	202,729

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になつた時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従つて請求し、受領する取決めとなつております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
4,065,600	852,243	215,194	5,133,038

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
3,999,705	1,030,692	229,007	5,259,405

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Horsley Bridge Partners LLC	622,713

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ベイビューエーホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接 100%	役員の兼任あり	利息の支払	124	未払費用	154
							資金の借入	—	関係会社長期借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ベイビューエーホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接 100%	役員の兼任あり	利息の支払	123	未払費用	154
							資金の借入	—	関係会社長期借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	—	—	当社監査役	—

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
業務委託	税理士報酬	39	未払金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ベイビューエーホールディングス株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	14,359,656 円 30 銭	16,351,520 円 39 銭
1株当たり当期純利益金額	2,087,541 円 65 銭	2,099,986 円 16 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	1,108,484 千円	1,115,092 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,108,484 千円	1,115,092 千円
普通株式の期中平均株式数	531 株	531 株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	7,624,977 千円	8,682,657 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	7,624,977 千円	8,682,657 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	531 株	531 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

グローバル・サプライチェーン・ファンド

(為替ヘッジあり)

約　　款

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）
運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 以下の投資信託証券を通じて、主として中国及び東南アジア圏の中小企業（輸出企業）の短期（原則として最長6ヶ月）売掛債権（優良グローバル企業（輸入企業）の買掛債務）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - 1. 英領西インド諸島ケイマン（以下、「ケイマン」といいます。）籍投資法人ジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンドSPCの分離ポートフォリオであるジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンドSPIIの発行する円建て投資証券クラスB（JPY-ACC）シェア（以下、「投資対象ファンド（ヘッジあり）」といいます。）
 - 2. マネーパールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）の受益証券（以下、「マネーパールファンド」といいます。）
- ② 為替をフルヘッジした円建ての投資証券へ投資することにより、実質組入外貨建資産の為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
- ③ 投資対象ファンド（ヘッジあり）の投資比率は、高位とすることを基本とします。
- ④ 投資対象ファンド（ヘッジあり）やマネーファンド、それらへの投資配分比率については、適宜見直しを行います。その際、投資対象ファンド（ヘッジあり）あるいはマネーファンドがこの信託の投資対象から除外されたり、類似の戦略と判断される投資信託証券が新たな投資対象として追加されることがあります。
- ⑤ 市況動向、資金動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 投資対象ファンド（ヘッジあり）を通じて実質的に行う外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
グローバル・サプライチェーン・ファンド
(為替ヘッジあり)
約　　款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条　この信託は、証券投資信託であり、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条、第18条第1項および第2項、第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については10億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところに従い、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前国内営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下、「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および取得価額等)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、2024年10月1日より毎月第10ファンド営業日を追加信託約定日とし、当該追加信託約定日の前月の20日（以下、「取得申込受付日」といいます。国内休業日の場合は前国内営業日とします。）までの販売会社が委託者の承認を得て定める日時までに、販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、

ファンド営業日とは英領西インド諸島ケイマン（以下、「ケイマン」といいます。）、香港、またはシンガポールの銀行休業日および国内休業日を除いた日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、国内休業日またはファンド営業日等を考慮して委託者が決定する日においては、原則として受益権の取得申込みを受け付けないものとします。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、追加信託約定日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン籍投資法人ジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンド SPC の分離ポートフォリオであるジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンド SPII(以下、「投資対象ファンド」といいます。)の発行する円建て投資証券クラスB(JPY-ACC) シェア(以下、「投資対象ファンド(ヘッジあり)」といいます。)
2. マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)の受益証券
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第21条

第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下、本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券に係る信託契約の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への一部解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への一部解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への一部解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 国内営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎年8月26日から翌年8月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年8月25日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が国内休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌国内営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額、および受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第5号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 受益権の管理事務に関する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付にかかる費用
3. この信託の受益者に対してする公告にかかる費用
4. この信託に係る計理業務（設定解約、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告に係る業務等）の費用
5. この信託の監査費用、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、諸経費の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を期中に見直すことができます。
- ④ 諸経費の額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき（ただし、該当日が国内休業日の場合は翌国内営業日とします。）、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第32条 委託者および受託者の信託報酬は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 58 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき（ただし、該当日が国内休業日の場合は翌国内営業日とします。）に信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
3. 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌国内営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約金は、第 37 条第 1 項に定める一部解約約定日から起算して、原則として、13 国内営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の実行の請求額が多額のとき、投資対象ファンドにおいて解約制限が発動されたとき、投資対象ファンドにおけるこの信託に対する本人確認手続きまたはアンチ・マネー・ローンダリングに関連する諸手続きによる取引遅延等、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるとき、投資対象ファンドの解約金の支払いに遅延があった場合、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 35 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得て定める単位をもって、原則、2024 年 11 月 1 日以降の毎月最終国内営業日を一部解約約定日とし、当該一部解約約定日の前々月の 25 日（国内休業日の場合は前国内営業日とします。）までの販売会社が委託者の承認を得て定める日時までに一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者および販売会社は、国内休業日またはファンド営業日等を考慮して委託者が決定する日においては、原則として一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約約定日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の実行の請求額が多額のとき、投資対象ファンドにおいて解約制限が発動されたとき、投資対象ファンドにおけるこの信託に対する本人確認手続きまたはアンチ・マネー・ローンダーリングに関連する諸手続きによる取引遅延等、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項または第7項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付の一部または全部を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止または受付の一部または全部が取り消された場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、第5条に規定する信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第5条に規定する信託終了前に、投資対象ファンド（ヘッジあり）の運用内容や投資にかかる諸要件が変更されたり、または償還されることにより、この信託の運用の同一性を維持できない場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議で否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容およ

びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決となった場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決となった場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第45条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（運用状況に係る情報の提供）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bayview.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年9月13日

委託者 東京都千代田区一番町29番地1 番町ハウス
ベイビューアセットマネジメント株式会社
代 表 取 締 役 八 木 健

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取 締 役 社 長 長 島 巍

追加型証券投資信託

グローバル・サプライチェーン・ファンド

(為替ヘッジなし)

約　　款

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）
運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 以下の投資信託証券を通じて、主として中国及び東南アジア圏の中小企業（輸出企業）の短期（原則として最長6ヶ月）売掛債権（優良グローバル企業（輸入企業）の買掛債務）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

1. 英領西インド諸島ケイマン（以下、「ケイマン」といいます。）籍投資法人ジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンド SPC の分離ポートフォリオであるジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンド SPII の発行する円建て投資証券クラス B（JPY-UH-ACC）シェア（以下、「投資対象ファンド（ヘッジなし）」といいます。）

2. マネーパールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）の受益証券（以下、「マネーファンド」といいます。）

② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 投資対象ファンド（ヘッジなし）の投資比率は、高位とすることを基本とします。

④ 投資対象ファンド（ヘッジなし）やマネーファンド、それらへの投資配分比率については、適宜見直しを行います。その際、投資対象ファンド（ヘッジなし）あるいはマネーファンドがこの信託の投資対象から除外されたり、類似の戦略と判断される投資信託証券が新たな投資対象として追加されることがあります。

⑤ 市況動向、資金動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。

② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 投資対象ファンド（ヘッジなし）を通じて実質的に行う外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
グローバル・サプライチェーン・ファンド
(為替ヘッジなし)
約　　款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条　この信託は、証券投資信託であり、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条、第18条第1項および第2項、第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については10億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところに従い、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前国内営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下、「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および取得価額等)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、2024年10月1日より毎月第10ファンド営業日を追加信託約定日とし、当該追加信託約定日の前月の20日（以下、「取得申込受付日」といいます。国内休業日の場合は前国内営業日とします。）までの販売会社が委託者の承認を得て定める日時までに、販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、

ファンド営業日とは英領西インド諸島ケイマン（以下、「ケイマン」といいます。）、香港、またはシンガポールの銀行休業日および国内休業日を除いた日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、国内休業日またはファンド営業日等を考慮して委託者が決定する日においては、原則として受益権の取得申込みを受け付けないものとします。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、追加信託約定日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。)のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン籍投資法人ジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンド SPC の分離ポートフォリオであるジークフリード・グローバル・トレード・ファイナンス・ファンド SPII(以下、「投資対象ファンド」といいます。)の発行する円建て投資証券クラスB(JPY-UH-ACC) シェア(以下、「投資対象ファンド(ヘッジなし)」といいます。)
2. マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)の受益証券
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第21条

第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下、本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による投資信託証券に係る信託契約の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への一部解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への一部解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への一部解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 国内営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎年8月26日から翌年8月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年8月25日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が国内休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌国内営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額、および受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第5号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 受益権の管理事務に関する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付にかかる費用
3. この信託の受益者に対してする公告にかかる費用
4. この信託に係る計理業務（設定解約、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告に係る業務等）の費用
5. この信託の監査費用、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、諸経費の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を期中に見直すことができます。
- ④ 諸経費の額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき（ただし、該当日が国内休業日の場合は翌国内営業日とします。）、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第32条 委託者および受託者の信託報酬は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 58 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき（ただし、該当日が国内休業日の場合は翌国内営業日とします。）に信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
3. 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌国内営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 37 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約金は、第 37 条第 1 項に定める一部解約約定日から起算して、原則として、13 国内営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の実行の請求額が多額のとき、投資対象ファンドにおいて解約制限が発動されたとき、投資対象ファンドにおけるこの信託に対する本人確認手続きまたはアンチ・マネー・ローンダリングに関連する諸手続きによる取引遅延等、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるとき、投資対象ファンドの解約金の支払いに遅延があった場合、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 35 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得て定める単位をもって、原則、2024 年 11 月 1 日以降の毎月最終国内営業日を一部解約約定日とし、当該一部解約約定日の前々月の 25 日（国内休業日の場合は前国内営業日とします。）までの販売会社が委託者の承認を得て定める日時までに一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者および販売会社は、国内休業日またはファンド営業日等を考慮して委託者が決定する日においては、原則として一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約約定日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の実行の請求額が多額のとき、投資対象ファンドにおいて解約制限が発動されたとき、投資対象ファンドにおけるこの信託に対する本人確認手続きまたはアンチ・マネー・ローンダーリングに関連する諸手続きによる取引遅延等、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項または第7項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付の一部または全部を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止または受付の一部または全部が取り消された場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、第5条に規定する信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第5条に規定する信託終了前に、投資対象ファンド（ヘッジなし）の運用内容や投資にかかる諸要件が変更されたり、または償還されることにより、この信託の運用の同一性を維持できない場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議で否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容およ

びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決となった場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決となった場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第45条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（運用状況に係る情報の提供）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bayview.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年9月13日

委託者 東京都千代田区一番町29番地1 番町ハウス
ベイビューアセットマネジメント株式会社
代 表 取 締 役 八 木 健

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取 締 役 社 長 長 島 巍